

平成 29 年 4 月 26 日

指名停止措置について

本日、魚津市請負工事執行適正化委員会運営要領に基づき、下記のとおり指名停止措置を行いましたのでご案内します。

記

1. 指名停止業者及び指名停止期間

指名停止業者		指名停止期間
業者名	住所	
(株)富士通ゼネラル	神奈川県川崎市高津区末長 3-3-17	平成 29 年 4 月 26 日 (水) から 平成 29 年 10 月 25 日 (水) まで (6 か月)
沖電気工業(株)	東京都港区芝浦 4-10-16	平成 29 年 4 月 26 日 (水) から 平成 29 年 7 月 25 日 (火) まで (3 か月)
日本電気(株)	東京都港区芝 5-7-1	平成 29 年 4 月 26 日 (水) から 平成 29 年 6 月 25 日 (日) まで (2 か月)
日本無線(株)	東京都中野区中野 4-10-1	平成 29 年 4 月 26 日 (水) から 平成 29 年 5 月 25 日 (木) まで (1 か月)
(株)日立国際電気	東京都港区西新橋 2-15-12	平成 29 年 4 月 26 日 (水) から 平成 29 年 5 月 25 日 (木) まで (1 か月)

2. 事実概要

公正取引委員会が、消防救急デジタル無線機器の製造販売業者に対し、平成 29 年 2 月 2 日付で、独占禁止法第 3 条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたと認定したもの。

3. 指名停止理由

上記事実は、魚津市請負工事執行適正化委員会運営要領別表第 2（11）若しくは（12）に該当する。

担当：魚津市役所企画総務部財政課
管財・契約検査係
TEL0765-23-1088 FAX0765-23-1051